

(新) レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

453百万円(0百万円)

【24年度補正】

497百万円

廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されているが、その多くが廃棄されている状況にある。

このため、使用済小型電子機器等のリサイクルにより、資源確保・廃棄物減量化・有害物質管理を含む、循環型社会形成の推進を目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が平成24年8月10日に公布され、平成25年度からの施行を予定している。

本法律が円滑に施行され、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進させるためには、分別収集を行う市町村や、再資源化を行う認定事業者となる者の参加を確保するとともに、不適正な輸出による海外流出の防止等が重要な課題となっている。

そのため、本事業では、市町村や認定事業者の参加促進に向けた支援、新制度の情報発信を行うとともに、使用済小型電子機器等の適切な国際移動を担保するための調査検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）新制度の円滑な制度の実施と効果の検証のための調査（市町村）

円滑な制度の運用と効果的な制度の確立に向けて、自治体が参加しやすい環境整備を行う。具体的には、効率的な回収システムの構築支援や住民に対する広報等の検討を行い、安定した制度の確立を図る。

（2）新制度の円滑な制度の実施と効果の検証のための調査（認定事業者）

円滑な制度運用と効果的な制度の確立に向けて、認定事業者が円滑に制度を行うことができる環境を整備する。具体的には、個人情報保護対策や退蔵機器への対応を図るとともに（これらは市町村回収の取組としても重要）、効率的な静脈物流の方法等を確立し、認定事業者が安定して事業を実施できる環境を整備する。

(3) 新制度に係る情報発信及び導入促進事業

国民に対して使用済小型電子機器等のリサイクル制度の意義と仕組みについて情報発信するとともに、多くの市町村・事業者等に参加を呼び掛けることにより、新制度の導入を促進する。

(4) 使用済小型電子機器等の適切な国際移動に関する調査

使用済小型電子機器等の排出後の流れを調査・分析し、フロー図を作成することにより、「見える化」を行う。特に、海外流出を定量的に把握する方法が現存しないため、フローの推計を行うとともに、輸出実態を定量的に把握する方法の検討を行う。

3. 施策の効果

「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」（平成24年1月31日中央環境審議会）では、1年間に使用済みとなる小型電子機器等に含まれる有用金属は金額ベースで844億円と試算されている。本リサイクル制度をしっかりと構築することで、使用済みとなった小型電子機器等のリサイクルを行い、資源として有効利用することにより、天然資源の新規投入を減らして環境負荷を低減するとともに、経済面でも我が国として大きな利益を得ることが期待される。

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

多くの市町村と事業者の参加の下で、使用済小型電子機器等のリサイクル制度を実施し、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。

制度開始

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(平成25年度施行予定)

資源小国の我が国においては、使用済小型電子機器等を活用し有用金属を再生することがきわめて重要。

制度構築のカギ

①多くの自治体の参加

②認定事業者による円滑な再資源化事業の実施

③不適正な輸出による海外流出の防止

安定した制度の構築

①市町村における効率的な回収システムの構築支援

②認定事業者における過疎地域等を含めた再資源化事業体制の構築支援

③国民・市町村への参加の呼びかけ

④使用済小型電子機器等の排出後フローの把握

